

財政運営方針

(令和3年度～令和12年度)

令和3年3月
洲本市

目 次

I これまでの取組と検証

- (1) これまでの取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

II 財政運営にあたっての環境の変化

- (1) 少子高齢化の進展・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 公共施設の老朽化対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (3) 合併から15年・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (4) 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」による指定・ 5
- (5) 様々な危機への備え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

III 市財政の現状

1 市財政の現状

- (1) 決算規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (2) 歳入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (3) 歳出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - ① 義務的経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - ② 普通建設事業費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (4) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - ① 地方債残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - ② 基金残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - ③ 経常収支比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - ④ 地方公共団体健全化判断比率の状況・・・・・・・・・・・・ 13

IV 財政運営の基本的な考え方

- 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 4 行政改革実施方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

I これまでの取組と検証

(1) これまでの取組

本市では、これまで財政運営の指針として平成20年9月に「財政運営方針」を定め、「市民ニーズ」と「財政の健全化」を両立させ、将来にわたり持続可能な財政基盤の確立を図るため、本方針に基づく具体的な取組を着実に進めてきました。取組にあたっては、平成27年2月には「洲本市行政改革実施方策」を定めて具体化を進め、サマーレビューや予算協議等を通じて歳入の確保と歳出の削減に努めるなど、財政の健全化に取り組んできました。

例えば、歳入面では、平成20年度の市税徴収率:87.7%が平成29年度には94.3%に6.6ポイント上昇。また歳出面では、平成20年度の職員数543名が平成29年度には443名に100名削減する等を行ってきました。

(2) 検証

財政運営方針では、歳入面においては、市税等収納率の向上や未利用地売却等の推進など、次の4つの方策による10年間の目標を掲げて取組を進めてきました。

この結果、目標としていた効果額の5億7,600万円に対し、平成29年度には、7億8,900万円と、目標を2億1,300万円上回る実績となっています。

■10年間（H20～29）の歳入確保策 (単位：百万円)

歳入確保策	目標 (A)	結果 (B)	効果(C)=(B)-(A)
1 市税等収納率の向上	240	221	△19
2 未利用地売却等推進	266	218	△48
3 受益者負担適正化	60	71	+11
4 新たな財源確保対策	10	279	+269
計	576	789	+213

一方、歳出面においては、人件費や市債発行の抑制、事務事業の見直し等の取組により、目標としていた効果額の52億100万円に対し、平成29年度には65億9,000万円と目標を13億8,900万円上回る実績となりました。

こうした歳入・歳出両面にわたる改革により平成29年度には、平成20年度と比べ、16億200万円の収支改善を行い、財政健全化に一定寄与してきました。

しかし、現在、市民ニーズの多様化や少子高齢社会の進展など地方財政を取り巻く環境は変化してきており、今後も一段と厳しい財政運営が見込まれます。

■10年間（H20～29）の歳出削減策

（単位：百万円）

歳出削減策	目標 (A)	結果 (B)	効果(C)=(B)-(A)
1 人件費の抑制	2,807	3,456	+649
2 内部管理経費削減	397	877	+480
3 事務事業見直し	1,640	1,681	+41
4 投資的事業見直し	事業調整	—	—
5 公営企業経営健全化	303	224	△79
6 市債発行の抑制	54	352	+298
計	5,201	6,590	1,389

Ⅱ 財政運営にあたっての環境の変化

(1) 少子高齢社会の進展

我が国の総人口は平成20年の1億2,808万人をピークに減少に転じ、急速な人口減少が進展してきています。

本市においても平成7年の52,839人をピークに減少に転じ、平成27年には44,258人と20年間で8,500人程度減少しています。

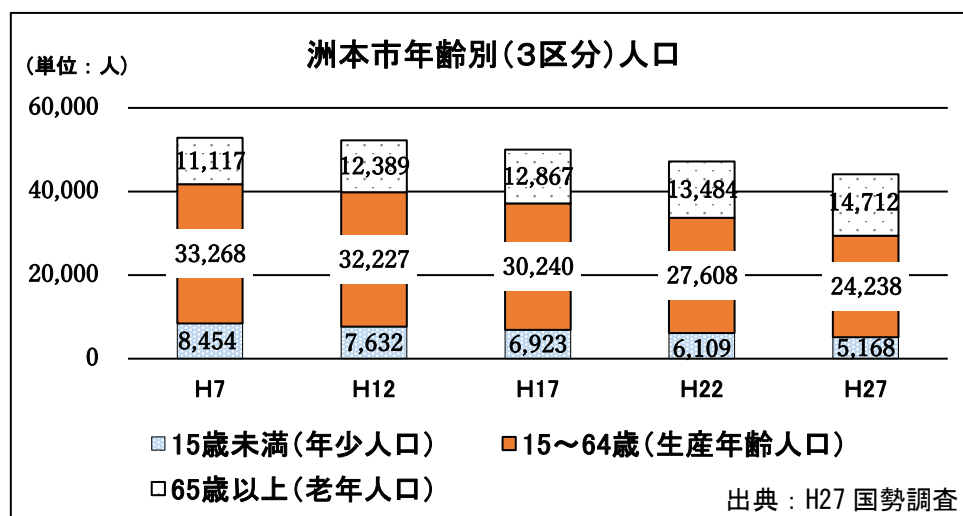
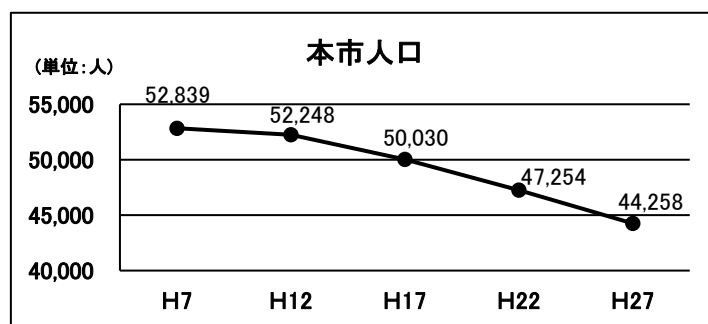
また、年少人口(15歳未満)を見ると、平成7年に8,454人でしたが、平成27年には、5,168人に3,286人減少する一方、老年人口(65歳以上)は、平成7年に11,117人でしたが、平成27年には14,712人まで3,595人増加しており、少子高齢化も併せて進んでいます。

□ 洲本市年齢別(3区分)人口 (単位:人)

区分	H7	H12	H17	H22	H27
15歳未満(年少人口)	8,454	7,632	6,923	6,109	5,168
15～64歳(生産年齢人口)	33,268	32,227	30,240	27,608	24,238
65歳以上(老年人口)	11,117	12,389	12,867	13,484	14,712
合計	52,839	52,248	50,030	47,254	44,258

※H22、H27は年齢不詳人数を含むため、合計人数が合致しない

出典：国勢調査



(2) 公共施設の老朽化対策

全国的に、昭和 40 年代後半に公共施設が多く建設され、これから大量に更新時期を迎えることとなります。

また、人口減少等により、今後の公共施設等の利用需要が変化するとともに、合併後の施設全体の最適化を行っていかなくてはなりません。

このため、公共施設等の全体を把握したうえで、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画期に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の適切な配置が求められています。

本市においても、昭和 40 年代、50 年代に建設した施設の老朽化が進み、多くの公共施設等が今後順次更新時期を迎え、多くの費用が必要となってきます。

このため、平成 28 年 12 月に「洲本市公共施設等総合管理計画」により公共施設等の維持更新等に関して基本的な方針を定めるとともに、令和 3 年 3 月に「洲本市公共施設等個別施設計画（案）」等を策定し、個別施設ごとの取組方針等について市民と課題を共有する等、公共施設等の適正化に向けた取組を進めています。

(3) 合併から 15 年

平成 18 年の旧洲本市と旧五色町との合併から 15 年が経過しました、普通交付税の合併算定替※の特例期間（15 年間）が令和 2 年度に終了し、令和 3 年度より 1 本で算定されます。

これにより、旧市町の普通交付税や臨時財政対策債発行可能額が圧縮されることとなり、より合理的な財政運営が求められることとなります。

※合併算定替

市町合併後、当面は行政運営に係る経費の急激な節減が困難であることを考慮し、一定期間、合併市町の普通交付税額が、合併しなかったと仮定した場合に算定される関係市町の普通交付税の合算額を下回らないようにする特例のこと。

具体的には、旧市町が合併しなかったと仮定した場合の算定額を算出し、その合算額と、新市町の算定額を比較し、大きいほうの額を普通交付税額とされる。

ただし、一定期間経過後は、激変緩和措置として、合併算定替による算定額との差額の一定割合が保障される。

当市の場合、10 年経過後、5 年間段階的に縮減（H28：0.9、H29：0.7、H30：0.5、R 元：0.3、R2：0.1）されてきた。

(4) 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」による指定

これまで五色地域では、多くの人々が過疎対策として様々な事業に携わり、定住促進や企業用地造成による雇用の場の確保など多岐にわたる施策に取り組んできました。

この結果、令和3年度から適用される「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の人口要件基準を上回ることとなりました。

ただ、令和2年度まで「過疎地域自立促進特別法」による指定を受けていたことから、激変緩和措置により、今後10年間は過疎地域の指定が継続されることとなります。

一方、洲本地域では、人口減少が一定程度進むとともに、若年者比率（15歳以上30歳未満）が基準を下回ったことから新規に過疎指定されることとなります。

このような状況を踏まえ、今後策定する過疎計画（仮称）に基づき、各地域の特色や資源を最大限に活かしつつ、選択と集中により効果的に事業を推進していく必要があります。

(5) 様々な危機への備え

南海トラフ地震が高い確率（今後30年以内の発生確率が70～80%：M8～9級）で発生することが予測されるとともに、気候変動により、広域かつ甚大な風水害が頻発するおそれがあります。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の発生など未知の感染症等のリスクにも備える必要があります。

加えて、景気変動等へのリスクにも備えるなど、様々な危機を想定し、財政運営をしていくことが大切です。

Ⅲ 市財政の現状

1 市財政の現状

(1) 決算規模

普通会計の決算規模は、平成 27 年度から令和元年度で概ね、230～270 億円で推移しています。

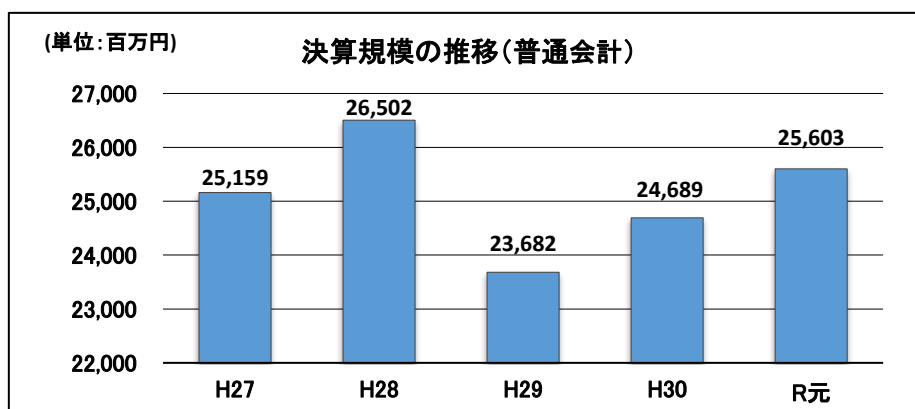
実質収支は平成 17 年度から令和元年度まで 15 年連続で黒字となっているものの、近年は、実質単年度収支は平成 27 年度以降 5 年連続で赤字となっています。

財政調整基金を取り崩し、単年度の収支不足を補填している状況が続いており、この傾向が続けば、やがて財政調整基金は枯渇し、実質赤字が発生するおそれもあることから、実質単年度収支の改善は早急に取り組まなければならない課題です。

□ 決算規模の推移(普通会計)

(単位:百万円)

区分		H27	H28	H29	H30	R元
歳入決算額	A	25,887	26,984	24,147	25,086	25,945
歳出決算額	B	25,159	26,502	23,682	24,689	25,603
形式収支	C=A-B	728	482	465	397	342
繰越すべき財源	D	297	58	112	168	70
実質収支	E=C-D	431	424	353	229	272
単年度収支	F	△ 185	△ 7	△ 71	△ 124	43
財政調整基金積立金	G	324	306	224	196	151
財政調整基金取崩額	H	300	350	800	580	350
繰上償還額	I	64	26	39	210	34
実質単年度収支	J=F+G-H+I	△ 97	△ 25	△ 608	△ 298	△ 122



普通会計とは、地方公共団体ごとに会計の範囲が異なっているので、財政状況を比較するために、地方財政統計上統一的に用いられる区分で、基本的には行政運営の基本的な経費を計上している一般会計に、洲本市では、CATV 事業特別会計を加えた内容となっています。

(2) 歳入

市税については、歳入の1/4～1/5程度を占める主要な科目であり、景気動向や事業所の改廃等に影響を受けるものの、60億円程度で推移しています。

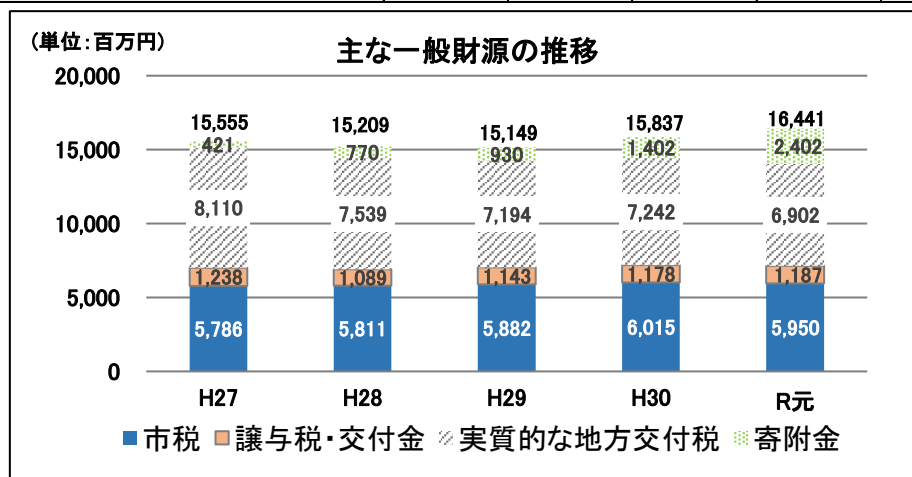
また、実質的な地方交付税（地方交付税及び臨時財政対策債）は、平成28年度より合併算定替の縮減期間に入ったこともあり、平成27年度の81億円から令和元年度の69億円に減少しています。今後、人口減少が見込まれることから、更なる減少が予想されます。

寄附金は、平成27年度の4億円から逦増し、令和元年度には24億円となり、歳入全体に占める割合も9.3%と高くなってきています。これは、主としてふるさと納税制度によるものですが、同制度をめぐる環境に左右されるため、慎重な見方が必要です。

□ 主な一般財源の推移

(単位:百万円)

区分		H27	H28	H29	H30	R元
市税	A	5,786	5,811	5,882	6,015	5,950
譲与税・交付金	B	1,238	1,089	1,143	1,178	1,187
実質的な地方交付税	C	8,110	7,539	7,194	7,242	6,902
	うち、地方交付税	7,194	6,831	6,498	6,535	6,373
	うち、臨時財政対策債	916	708	696	707	529
寄附金	D	421	770	930	1,402	2,402
	うち、ふるさと洲本もつともつと応援寄附金	414	752	925	1,389	2,401
合計	E=A+B+C+D	15,555	15,209	15,149	15,837	16,441



臨時財政対策債：財源不足を補てんするために借り入れる地方債で、平成13年度以降、普通交付税から振り替えられています。

(3) 歳出

① 義務的経費

人件費は、平成27年度の38億円から令和元年度には36億円に減少しています。これは、第2次定員適正化計画（平成23～27年度）、「サマーレビュー2014」及び第3次定員適正化計画（令和元～5年度）により定員削減等に取り組んできたことによるものです。

扶助費は、平成27年度の35億円から令和元年度には36億円に増加してきています。これは令和元年度の幼児教育・保育の無償化による私立幼稚園や私立認定こども園への給付費の増などが影響しています。

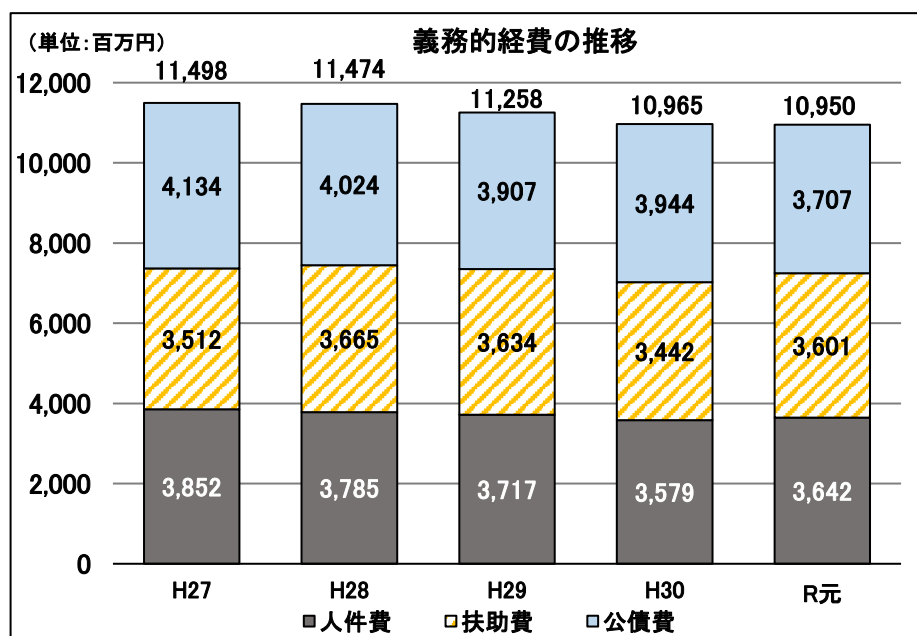
公債費は、平成27年度の41億円から令和元年度の37億円に減少してきています。これは、元金償還が地方債借入額を概ね上回っているためです。

□ 義務的経費の推移

(単位:百万円)

区分	H27	H28	H29	H30	R元
人件費	3,852	3,785	3,717	3,579	3,642
扶助費	3,512	3,665	3,634	3,442	3,601
公債費	4,134	4,024	3,907	3,944	3,707
元金	3,728	3,667	3,599	3,675	3,483
利子	406	357	308	269	224
合計	11,498	11,474	11,258	10,965	10,950

※公債費は借換債を除く



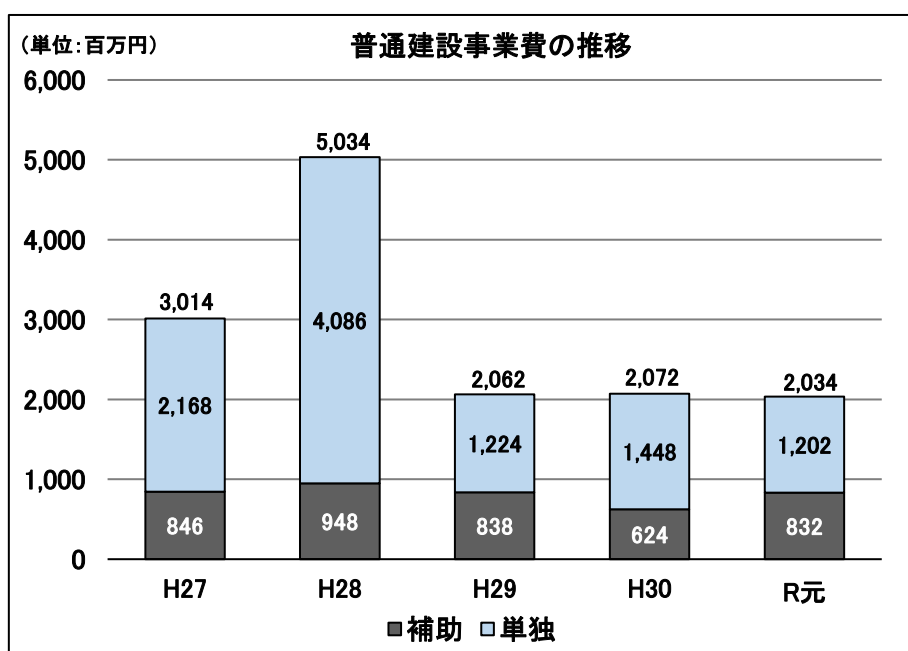
②普通建設事業費

近年5年間を見ると、平成27年度には新庁舎整備着手や中川原スマートインターチェンジ整備等により30億円、平成28年度には新庁舎整備の本格化により50億円規模となりましたが、概ね20億円程度で推移しています。

□ 普通建設事業費の推移

(単位:百万円)

普通建設事業費	H27	H28	H29	H30	R元
補助	846	948	838	624	832
単独	2,168	4,086	1,224	1,448	1,202
合計	3,014	5,034	2,062	2,072	2,034



(4) その他

① 地方債残高

普通会計における地方債残高は、平成 27 年度の 359 億円から着実に減少し、令和元年度は 306 億円となっています。平成 28 年度には、新庁舎整備等により一時的に借入額が増加しましたが、それ以外の年度は元金償還額が地方債借入額を上回っており、地方債残高の減少につながっています。

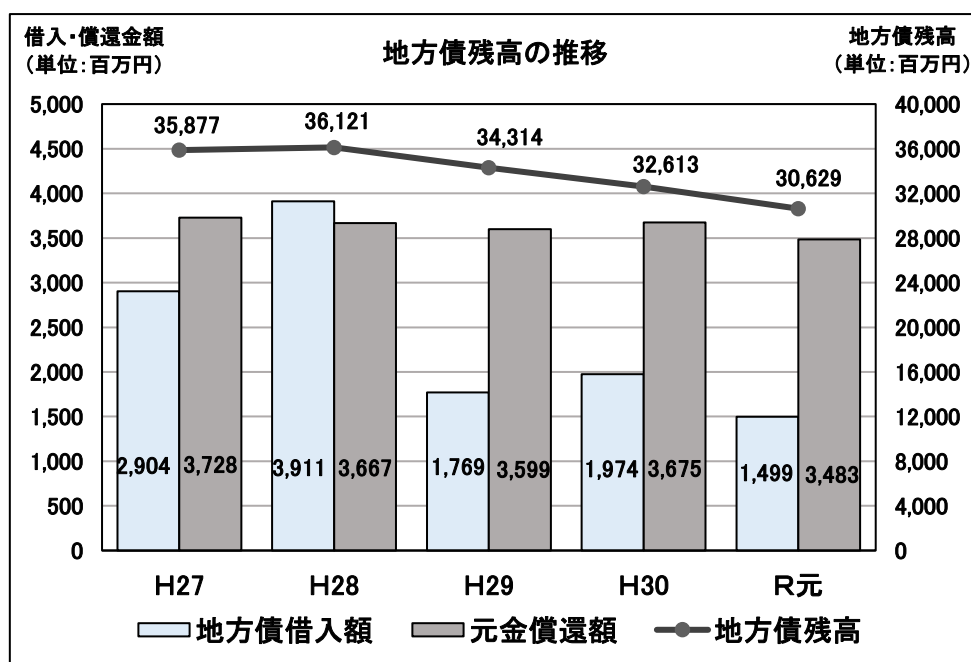
□ 地方債残高の推移

(単位:百万円)

区分	H27	H28	H29	H30	R元
地方債残高	35,877	36,121	34,314	32,613	30,629
地方債借入額	2,904	3,911	1,769	1,974	1,499
元金償還額	3,728	3,667	3,599	3,675	3,483

※借換債を除く

※H29地方債残高は、土地取得造成事業特別会計の公営企業会計への移行に伴う会計整理により、残高調整を行っている。



②基金残高

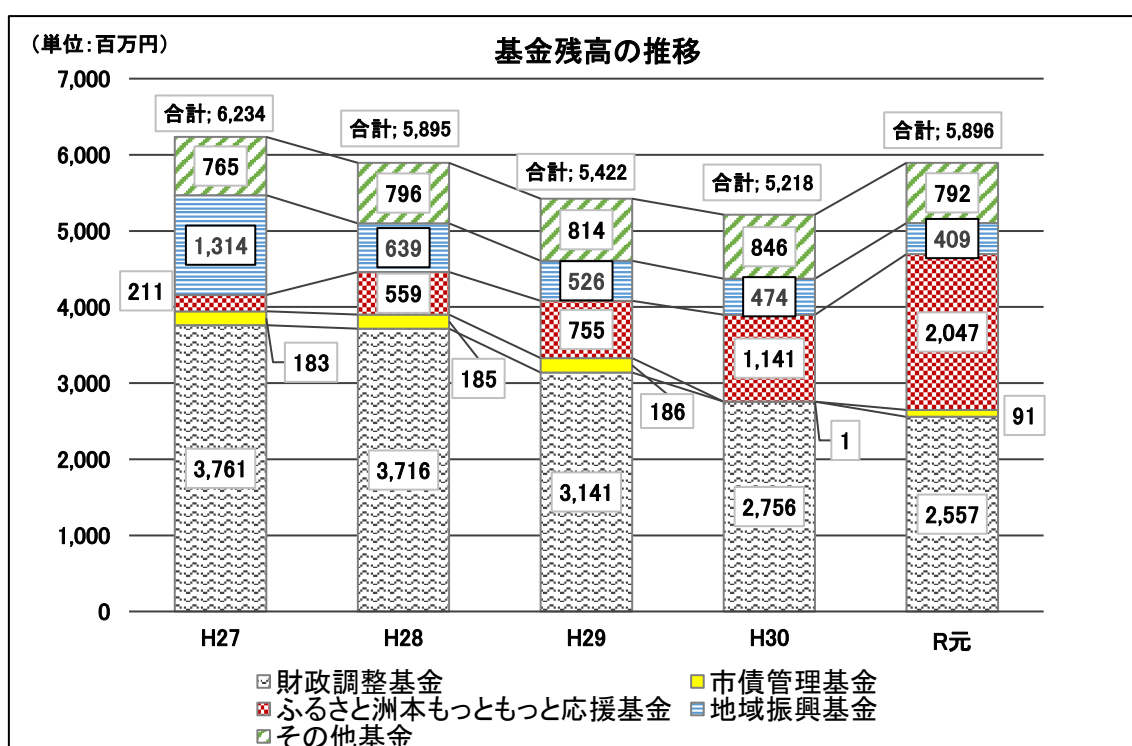
財政調整基金は、平成 27 年度には 38 億円の残高がありましたが、新庁舎整備（H27～28）、下水道事業等の法適用化（H29）、国民健康保険特別会計直営診療施設勘定の累積赤字解消（H30）等により 4 年連続で減少しており、令和元年度には 26 億円となっています。

□ 基金残高の推移

（単位：百万円）

区分	H27	H28	H29	H30	R元
財政調整基金	3,761	3,716	3,141	2,756	2,557
市債管理基金	183	185	186	1	91
ふるさと洲本もつともつと 応援基金	211	559	755	1,141	2,047
地域振興基金	1,314	639	526	474	409
その他基金	765	796	814	846	792
合計	6,234	5,895	5,422	5,218	5,896

※土地開発基金を除く



③ 経常収支比率

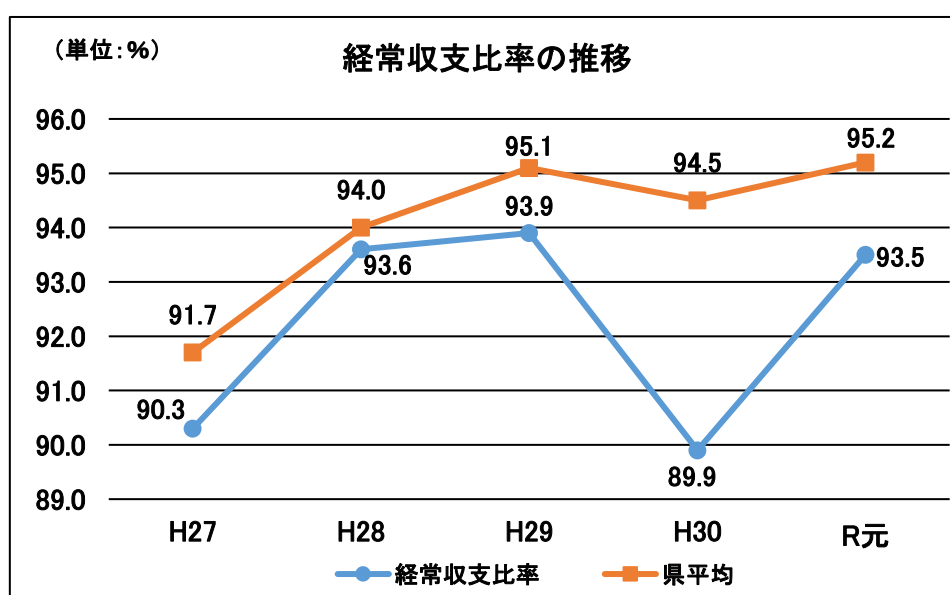
地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する指標である経常収支比率は、平成27年度以降、概ね90%～94%の間で推移しています。

令和元年度は93.5%と、県平均(95.2%)と比べると1.7ポイント低くなっています。

経常収支比率の推移

(単位:%)

区分	H27	H28	H29	H30	R元
経常収支比率	90.3	93.6	93.9	89.9	93.5
県平均	91.7	94.0	95.1	94.5	95.2



経常収支比率：財政構造の弾力化を測定する比率で、人件費、扶助費、公債費など経常的に支出する経費に、地方税や地方交付税、地方譲与税など一般財源がどの程度充当されているかを表す指標。

④ 地方公共団体健全化判断比率の状況

ア 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である実質赤字比率は、実質赤字が発生していないことから、当市において該当はありません。

イ 連結実質赤字比率

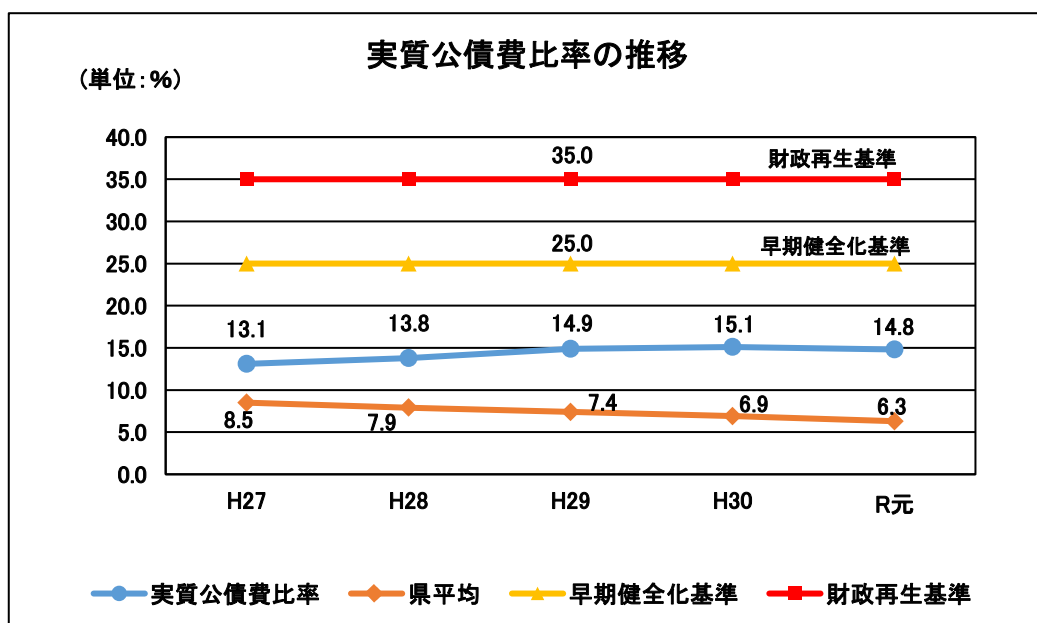
全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率である連結実質赤字比率は、連結実質赤字が発生していないことから、当市において該当はありません。

ウ 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3ヵ年の平均値ですが、直近5年では、平成30年度に15.1%まで徐々に上昇してきましたが、令和元年度は元利償還金の減などにより14.8%と減少に転じました。

□ 実質公債費比率の推移 (単位: %)

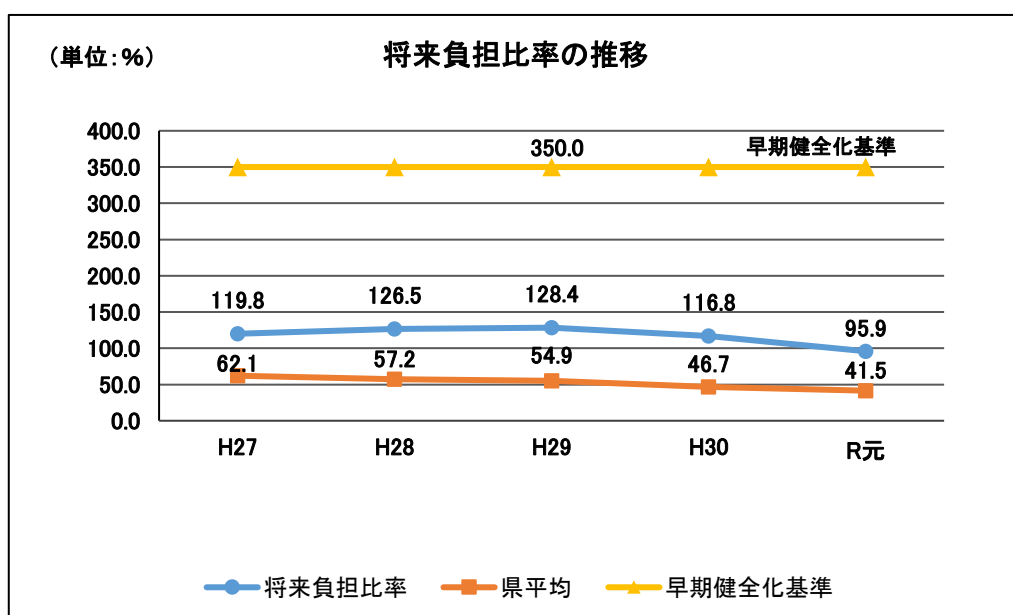
区分	H27	H28	H29	H30	R元	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	—	—	12.97	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	17.97	30.00
実質公債費比率	13.1	13.8	14.9	15.1	14.8	25.0	35.0
県平均	8.5	7.9	7.4	6.9	6.3		



エ 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率ですが、直近5年では、平成29年度の128.4%をピークに減少に転じ、令和元年度は95.9%となっています。

区分	H27	H28	H29	H30	R元	早期健全化基準	財政再生基準
将来負担比率	119.8	126.5	128.4	116.8	95.9	350.0	
県平均	62.1	57.2	54.9	46.7	41.5		



IV 財政運営の基本的な考え方

1 目的

「豊かな自然とやさしさあふれる暮らし共創都市・洲本」の実現のためには、「健全な財政」を継続することが前提となります。

そのため、長期的な視点に立った「財政運営方針」を更新し、持続可能な行政運営の基盤の確立を図るものです。

また、具体的な健全化の実現にあたり、公共施設の適正管理については、「洲本市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」を定めるとともに、歳入確保や歳出削減の具体化については、「第2次行政改革実施方策」により、着実な取組を進めます。

2 計画期間

令和3年度～令和12年度〔10か年〕

3 目標

- ・持続可能な財政運営
- ・計画的な基金の確保
- ・住民ニーズを踏まえた効率的な行政運営

4 行政改革実施方策

近年の急速な社会経済環境の変化を踏まえ、5か年程度の行政改革等実施方策を策定し、計画・実行・評価・改善の取組を継続します。

方策の策定にあたっては、これまでの成果を踏まえ、歳入確保と歳出削減対策について、実効性ある内容とします。

(1) 歳入確保と歳出削減

① 歳入確保

- ・市税等収納率の向上
- ・未利用地の売却・貸付等の有効活用
- ・受益者負担の適正化
- ・市の魅力創出による寄附制度の活用
- ・広告収入やネーミングライツ等の活用
- ・新たな収入確保対策の検討

② 歳出削減

- ・ 公共施設等の適正管理
- ・ 人件費の抑制
- ・ 内部管理経費の抑制
- ・ 職員の資質の向上
- ・ 事務事業の適正化
- ・ 公営企業等の経営健全化
- ・ 市債発行の抑制
- ・ 民間活力の導入
- ・ 広域連携等の推進
- ・ デジタル化の活用

(2) 主要財政指標に対する留意

財政運営にあたっては、実質赤字比率や連結実質赤字比率の発生抑制はもとより、実質公債費比率や将来負担比率など財政健全化指標や経常収支比率に留意した財政運営を行います。

(3) その他の取組

人口増対策、事業所や企業の誘致・産業育成対策、防災・減災対策などに新洲本市総合計画（H30～R9年度）と整合を図り取り組むことにより、将来の歳入確保や歳出抑制に繋げる施策を推進します。

